

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第58号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
1	別表第7（第2条関係）	別表第7（第2条関係）	
県土整備事務関係手数料		県土整備事務関係手数料	
事務	名称	事務	名称
[略]		[略]	
47 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	[略]	47 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	[略]
	認定申請1件につき、(1)に定める額（法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び48の項において同じ。）又は共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び48の項において同じ。）若しくは人の		認定申請1件につき、(1)に定める額（法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額） (1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び48の項において同じ。）又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住

居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び48の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）の住戸

(ア)～(ケ) [略]

イ 共同住宅等の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。） 設計一次エネルギー消費量（建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Iの第2の2の2-1に規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下このイにおいて同じ。）を同告示Iの第2の2の2-3(2)イに定める数値とする場合は(1)ア(ア)から(ケ)までに定める額に次に掲げる共同住宅等の共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下

宅をいう。以下この項及び48の項において同じ。）を除く。以下この項及び48の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。）（一戸建てであるものに限る。）の住戸

(ア)～(ケ) [略]

イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項及び48の項において同じ。）をいう。以下この項及び48の項において同じ。） 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住戸の床面積の合計の区分に応じ（1）ア(ア)から(ケ)までに定める額に、次に掲げる共用部分の床面積（（1）イ(ア)から(カ)までにおいて「床面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額

この項及び48の項において同じ。
。）の床面積（（1）イ（ア）から
（カ）までにおいて「床面積」と
いう。）の合計の区分に応じそ
れぞれ次に定める額を加算した
額、設計一次エネルギー消費量
を同告示Iの第2の2の2-3
（2）ロに定める数値とする場合
は（1）ア（ア）から（ケ）までに定
める額

（ア）～（カ） [略]

ウ 人の居住の用に供する部分を
有しない建築物（専ら工場、畜
舎、自動車車庫、自転車駐車場
、倉庫、卸売市場その他これら
に類する用途に供する建築物と
して知事が認める建築物を除く
。）

（ア）～（カ） [略]

ウ 人の居住の用に供する部分を
有しない建築物（工場等専用建
築物（専ら工場、畜舎、自動車
車庫、自転車駐車場、倉庫、卸
売市場その他これらに類する用
途に供する建築物として知事が
認める建築物をいう。以下この
項及び48の項において同じ。）
を除く。）又は住宅・非住宅複
合建築物の非住宅部分（住宅・
非住宅複合建築物の住宅部分を
除いた部分をいう。以下この項
及び48の項において同じ。）（
非住宅部分が専ら工場、畜舎、
自動車車庫、自転車駐車場、倉
庫、卸売市場その他これらに類

(ア)～(キ) [略]

エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として知事が認める建築物

(ア)～(キ) [略]

オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体(認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。)
㊦ (1)ア(ア)から(ケ)まで及び(1)イ(ア)から(カ)までに定める額を合算した額に、(1)ウ(ア)から(キ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として知事が認める部分(以下この項及び48の項において「工場等

する用途に供する部分として知事が認める部分(以下この項及び48の項において「工場等専用部分」という。)である場合を除く。)

(ア)～(キ) [略]

エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。)

(ア)～(キ) [略]

オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体 住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分の床面積の合計の区分に応じ、(1)ア(ア)から(ケ)まで及び(1)イ(ア)から(カ)までに定める額を合算した額に、(1)ウ(ア)から(キ)まで(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、(1)エ(ア)から(キ)まで)に掲げる住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ウ(ア)

		<p>専用部分』という。)である場合にあっては、(1)エ(ア)から(キ)までに掲げる住宅・非住宅複合建築物の<u>住戸及び共用部分を除いた部分</u>の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ウ(ア)から(キ)まで(住宅・非住宅複合建築物の<u>住戸及び共用部分を除いた部分</u>が工場等専用部分である場合にあっては、(1)エ(ア)から(キ)まで)に定める額を加算した額</p> <p>(2) [略]</p>			<p>から(キ)まで(住宅・非住宅複合建築物の<u>非住宅部分</u>が工場等専用部分である場合にあっては、(1)エ(ア)から(キ)まで)に定める額を加算した額</p> <p>(2) [略]</p>
48 都市の低炭素化の促進に関する法律(以下この項において「法」という。)第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	[略]	<p>変更認定申請1件につき、(1)に定める額(法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅又は<u>共同住宅等若しくは住宅・非住宅複合建築物の住戸</u> 建築基準法施行条例(以下この項において「条例」という。)第11条第2項第2</p>	48 都市の低炭素化の促進に関する法律(以下この項において「法」という。)第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	[略]	<p>変更認定申請1件につき、(1)に定める額(法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物(<u>一戸建てであるものに限る。</u>)の住戸 建築基準法施行条例(以下この項において「条例」という。)第11</p>

号の規定により算定した面積の47の項(1)ア(ア)から(ケ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ケ)までに定める額

イ 共同住宅等の建築物全体（変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。） 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の47の項(1)ア(ア)から(ケ)まで及び同項(1)イ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ケ)まで及び同項(1)イ(ア)から(カ)までに定める額を合算した額

ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として知事が認める建築物を除く。） 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の47の項(1)ウ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計の区分に応

条第2項第2号の規定により算定した面積の47の項(1)ア(ア)から(ケ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ケ)までに定める額

イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の47の項(1)ア(ア)から(ケ)まで及び同項(1)イ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ケ)まで及び同項(1)イ(ア)から(カ)までに定める額を合算した額

ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合を除く。） 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の47の項(1)ウ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項

じ、それぞれ同項(1)ウ(ア)から(キ)までに定める額

エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として知事が認める建築物 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の47の項(1)エ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(ア)から(キ)までに定める額

オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体 (変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。) 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の47の項(1)ア(ア)から(ケ)まで、同項(1)イ(ア)から(カ)まで及び同項(1)ウ(ア)から(キ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあっては、同項(1)エ(ア)から(キ)まで)に定める床面積の合

(1)ウ(ア)から(キ)までに定める額

エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。) 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の47の項(1)エ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(ア)から(キ)までに定める額

オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の47の項(1)ア(ア)から(ケ)まで、同項(1)イ(ア)から(カ)まで及び同項(1)ウ(ア)から(キ)まで(住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分が工場等専用部分である場合にあっては、同項(1)エ(ア)から(キ)まで)に定める床面積の合計(同項(1)ウ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計を算定する場合にあって

		計（同項(1)ウ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計を算定する場合にあっては、住宅・非住宅複合建築物の <u>住戸及び共用部分を除いた部分</u> の床面積の合計)の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ケ)まで、同項(1)イ(ア)から(カ)まで及び同項(1)ウ(ア)から(キ)まで(住宅・非住宅複合建築物の <u>住戸及び共用部分を除いた部分</u> が工場等専用部分である場合)にあっては、同項(1)エ(ア)から(キ)まで)に定める額を合算した額 (2) [略]			ては、住宅・非住宅複合建築物の <u>非住宅部分</u> の床面積の合計)の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ケ)まで、同項(1)イ(ア)から(カ)まで及び同項(1)ウ(ア)から(キ)まで(住宅・非住宅複合建築物の <u>非住宅部分</u> が工場等専用部分である場合)にあっては、同項(1)エ(ア)から(キ)まで)に定める額を合算した額 (2) [略]
[略]		[略]		[略]	
49 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	[略]	認定申請1件につき、(1)に定める額（法第35条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合)にあっては、(2)に定める額を加算した額) (1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 ア [略] イ 共同住宅等又は住宅・非住宅		49 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	[略] 認定申請1件につき、(1)に定める額（法第35条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合)にあっては、(2)に定める額を加算した額) (1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 ア [略] イ 共同住宅等又は住宅・非住宅

		<p>複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量（省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。51の項(3)において同じ。）を省令第12条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分（省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。51の項(3)において同じ。）の床面積を除く。（イ）から（エ）までにおいて同じ。）の合計が300平方メートル以内のもの 77,000円（知事が別に定める者があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合にあつては、11,000円）</p> <p>(イ)～(エ) [略]</p> <p>ウ～オ [略]</p> <p>(2) [略]</p>
	[略]	
51 建築物のエネルギー消費性能の向	[略]	認定申請1件につき、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定

		<p>複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分</p> <p>(ア) 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量（省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。51の項(3)において同じ。）を省令第14条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分（省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。51の項(3)において同じ。）の床面積を除く。（イ）から（エ）までにおいて同じ。）の合計が300平方メートル以内のもの 77,000円（知事が別に定める者があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合にあつては、11,000円）</p> <p>(イ)～(エ) [略]</p> <p>ウ～オ [略]</p> <p>(2) [略]</p>
	[略]	
51 建築物のエネルギー消費性能の向	[略]	認定申請1件につき、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定

上に関する法律（以下この項において「法」という。）第41条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査

める額

(1) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

ア・イ [略]

(1)の2 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

ア・イ [略]

(2)・(3) [略]

(3)の2 共同住宅等（当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

ア～エ [略]

(4)～(6) [略]

(7) 住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）次に掲げる部分の区分に応じ、ア及

上に関する法律（以下この項において「法」という。）第41条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査

める額

(1) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

ア・イ [略]

(1)の2 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

ア・イ [略]

(2)・(3) [略]

(3)の2 共同住宅等（当該共同住宅等のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

ア～エ [略]

(4)～(6) [略]

(7) 住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）次に掲げる部分の区分に応じ、ア及

びイに定める額を合算した額

ア 住宅部分 (1)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ア又はイに定める額 (当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(1)の2ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じそれぞれ(1)の2ア又はイに定める額、省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(2)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じそれぞれ(2)ア又はイに定める額)

イ [略]

(8) 住宅・非住宅複合建築物 (一戸建てであるものを除く。) 次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算した額
ア 住宅部分 (3)アからエまでに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(3)アからエま

びイに定める額を合算した額

ア 住宅部分 (1)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ア又はイに定める額 (当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(1)の2ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じそれぞれ(1)の2ア又はイに定める額、省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(2)ア又はイに定める床面積の合計の区分に応じそれぞれ(2)ア又はイに定める額)

イ [略]

(8) 住宅・非住宅複合建築物 (一戸建てであるものを除く。) 次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算した額
ア 住宅部分 (3)アからエまでに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(3)アからエま

		<p>でに定める額（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(3)の2アからエまでに定める床面積の合計の区分に応じそれぞれ(3)の2アからエまでに定める額、省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(4)アからエまでに定める床面積の合計の区分に応じそれぞれ(4)アからエまでに定める額)</p> <p>イ [略]</p>
[略]		

		<p>でに定める額（当該住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(3)の2アからエまでに定める床面積の合計の区分に応じそれぞれ(3)の2アからエまでに定める額、省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては(4)アからエまでに定める床面積の合計の区分に応じそれぞれ(4)アからエまでに定める額)</p> <p>イ [略]</p>
[略]		

2 別表第2（第2条関係）

ふるさと振興事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
2 旅券法（昭和26年法律第267号）第5条の規定に基づく一般旅券の発給	[略]	2,000円

別表第2（第2条関係）

ふるさと振興事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
2 旅券法（昭和26年法律第267号）第5条の規定に基づく一般旅券の発給	[略]	2,000円 <u>（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,000円）</u>

3	[略]	[略]	
4	旅券法第12条第	一般旅券	500円
	<u>1項の規定に基づ</u>	<u>査証欄増</u>	
	<u>く一般旅券の査証</u>	<u>補手数料</u>	
	<u>欄の増補</u>		

3	[略]	[略]	
---	-----	-----	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分及び附則第3項の規定は、令和5年3月27日から施行する。
- この条例（表1の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県手数料条例別表第7の48の項の規定は、令和4年10月1日以後にされる都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第55条第1項の規定による変更の認定の申請（同日以後に同法第53条第1項の規定に基づく認定の申請がされたものに係るものに限る。）に係る手数料について適用し、同日前に同項の規定に基づく認定の申請がされたものに係る同法第55条第1項の規定による変更の認定の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- この条例（表2の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県手数料条例別表第2の規定は、附則第1項ただし書に規定する改正部分及び規定の施行の日以後にされる一般旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた一般旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。